

第1節 子ども・学び・文化

育ちあい、学びあう文化の香り高いまち

■政策の取組方針

方針1 子どもの成長に合わせた途切れのない子育て・子育ての支援

幼児期の教育・保育から学校教育、地域における子ども・青少年健全育成、若者支援など、成長段階に応じた途切れのない的確な支援を展開するとともに、子どもたちの健全な成長に向け、関係機関におけるきめ細かな対応とすき間のない支援体制を目指します。

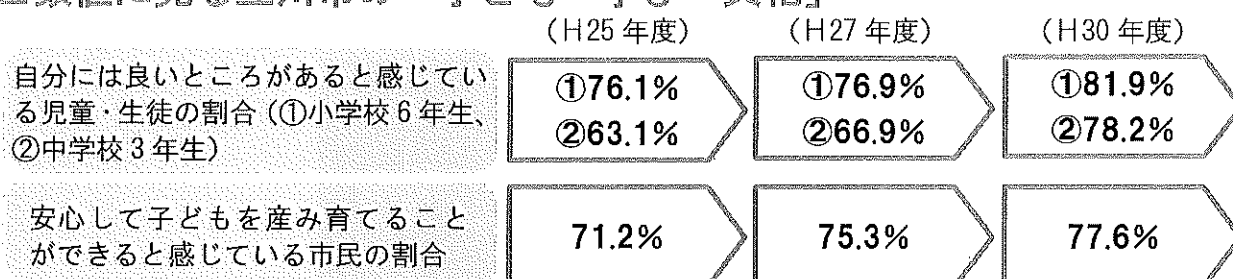
方針2 まちの未来をひらく子どもを育成する教育の推進

子どもたちの生きる力の基盤として、基礎的・基本的な学力・体力を育むとともに、豊かな心を持ち、社会に貢献する意欲と態度を培う学校教育を推進します。また、自ら考え判断し、行動できる子どもや、ともに学び、ともに支えあう子どもが育ち、地域とともに歩むネットワーク型の学校づくりを進めます。

方針3 生涯学習・スポーツ活動などによる学びと文化芸術のまちづくりの推進

生涯学習やスポーツ、文化芸術活動への積極的な参加・交流による幅広い学びを促進し、文化の香り高いまちづくりを進めるとともに、多様な文化の共生を目指します。スポーツに関しては2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、競技の振興はもとより、健康やコミュニティづくりまで幅広い取組を強化します。

■数値に見る立川市の「子ども・学び・文化」



施策1 子ども自らの育ちの推進

目的

子どもの権利が尊重され、自ら生きていく力を養い健やかに成長できるまちを目指します。

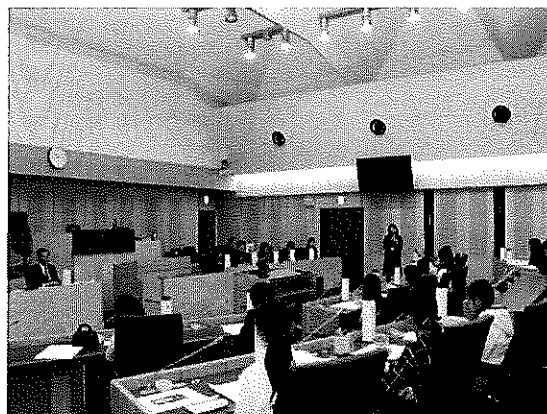
主な課題

1. 虐待や貧困、いじめなど子どもの育ちをめぐる問題は顕在化しています。一人ひとりの子どもが尊重され、健やかに育つことのできる社会であることが求められています。
2. 子どもが自ら生きていく力を身に付けられるよう、地域の人材の確保が求められます。また、児童館には乳幼児から中高生まで成長に応じた体験・活動の場、安全・安心な居場所としての役割が求められます。
3. 地域・学校・関係団体の連携強化を図りながら、青少年の健全育成や環境整備に取り組むことが求められています。

基本事業

子どもの権利の尊重

- 子どもの最善の利益を実現する社会をつくるため、子どもの権利の尊重について、意識の醸成に取り組みます。
- 「こどもとおとなのはなしあい」や子ども委員会等、子どもの意見表明の機会を確保するとともに、さまざまな機会を捉えて子どもの権利の啓発に努めます。



こどもとおとなのはなしあい in 市議会議場の様子

2. 地域における子どもの居場所づくり

- 地域や利用者の事情に合わせた地域における居場所づくりを推進します。
- 放課後子ども教室や子ども会等の事業を通して、地域の人材発掘、次世代を担う人材を育成します。
- 児童館と地域・学校が連携を強化し、子どもたちの成長に応じた体験等ができる安全・安心な居場所を確保します。

3. 青少年の育成・支援

- さわやかあいさつ運動や子ども110番事業などを青少年健全育成地区委員会や学校と協働で実施し、青少年の健全育成に取り組みます。
- 将来の地域を担う人材を育成するため、ジュニア・リーダーを養成します。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、地域の子どもは地域で育むという意識を広げます。
- 市民・団体は、市と協働して中学生の主張大会や成人を祝うつどいを開催します。
- 団体・事業者は、地域の特性を生かした自主的な活動に取り組みます。

関連する個別計画

- 第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン
- 立川市第2次発達支援計画

指標				
基本事業	成果指標	基準値 (H27年度)	現状値 (H30年度)	目標値 (H36年度)
1	子どもの権利に関するイベント等への延べ参加者数	314人	497人	560人
2	放課後子ども教室延べ参加児童数	48,048人	65,070人	70,000人
3	青少年健全育成地区委員会委員数	833人	836人	850人

施策2 家庭や地域の育てる力の促進

目的

安心して妊娠・出産・子育てができて、健やかな成長を地域全体で見守ります。

主な課題

1. 妊娠や出産、子育てに関して不安を抱える妊産婦や保護者は増加傾向にあり、切れ目なく母子保健サービスを提供することが求められています。
2. 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、日々の子育てに対する支援や協力を得ることが難しくなっています。家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげながら、親と子がともに育っていける環境が求められています。

基本事業

1. 母と子どもの健康支援

- 子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠や出産、子育てに関する相談に応じ、切れ目のない支援に取り組みます。
- 乳幼児健康診査や各種予防接種などを通じて、健やかな子どもの成長を支援します。



離乳食準備教室の様子

2. 家庭や地域における子育ての支援

- 子育て情報誌の発行やホームページ、講座などを活用し、子育てに関する情報をわかりやすく伝えるとともに、相談機能の充実に取り組み、必要な支援やサービスにつなげます。
- 子育てひろばや子育てサークル、保育園の園庭開放など、身近な場所での交流を通じて、地域で子育てに関わり、互いに助けあうまちづくりを支援します。
- 子どもに関する手当や医療費の助成を通じて、子育てに伴う経済的な負担を軽減します。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、子育て家庭を温かい目で見守り、地域や関係機関等と連携し、互いに助けあう地域づくりに協力します。
- 市民は、地域の相談・交流の場や健康診査に親子で積極的に参加します。

関連する個別計画

- 第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン
- 健やかたちかわ21プラン 第3次（立川市第5次地域保健医療計画）



子育てひろばの活動風景

指標				
基本事業	成果指標	基準値 (H26年度)	現状値 (H30年度)	目標値 (H31年度)
1	乳幼児健診受診率(3~4か月・1歳6か月・3歳)	95.4%	97.9%	98.0%
2	子育てひろばの利用者数	76,302人	89,205人	95,000人

施策3 子育てと仕事の両立支援

目的

子どもの健やかな育ちと仕事の両立を支援します。

主な課題

1. 共働き世帯が増加する中、安心して子育てができるよう保育園や幼稚園などの多様なサービスを活用した待機児童の解消が求められています。幼児教育・保育の無償化*により、さらなる保育の質の確保や環境整備、保育士の人材確保と育成が必要となっています。
2. 共働き世帯が増加する中、安心して子育てができるよう学童保育所の待機児童の解消が必要となっています。
3. 保育ニーズは多様化しており、それに応じた保育サービスの充実が必要となっています。

基本事業

1. 保育施設の量と質の確保

- 認可保育園、地域型保育施設*だけでなく、認証保育所や認定こども園、幼稚園の預かり保育等の併用など各種の保育サービスを活用し待機児童対策を図ります。
- 法令に則り、保育の質を確保します。また、保育園等の東京都の指導検査立ち合い、市の巡回指導や指導検査を行います。
- 保育従事者の処遇改善等や研修の実施による人材確保・定着支援、人材育成に努めます。

2. 学童保育所の量と質の確保

- 学童保育所の整備と、定員拡大を行い、待機児童解消に向けて取り組みます。
- 放課後子ども教室と学童保育所の連携について検討を進めるほか、サマー学童保育所や児童館ランドセル来館、放課後ルームを効果的に活用します。

3 保育サービスの推進

- 幼稚園・認定こども園・保育園等が特性を生かしながら、柔軟に多様な教育・保育サービスを提供できるよう支援します。
- 幼児教育・保育の無償化を適切に行い、子育て世代の経済的な費用負担の軽減を図ります。
- 休日保育や年末保育、病後児保育の拡充等について検討します。
- 認可外保育園や企業主導型保育所*との研修や情報交換の機会をつくり、連携に努めます。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・事業者は、子どもの健やかな育ちを前提とし、ワーク・ライフ・バランス*の推進に取り組めます。

関連する個別計画

- 第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン
- 立川市第2次発達支援計画
- 立川市第3次特別支援教育実施計画
- 立川市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画



保育園の活動の様子

指標				
基本事業	成果指標	目標値 (H29年度)	現状値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
1	保育園待機児童数(翌年度4月1日時点)	95人	57人	0人
2	学童保育所待機児童数(翌年度4月1日時点)	177人	211人	0人
3	一時預かり・病児病後児保育・その他の保育サービスの実施園数	10か所	17か所	20か所

施策 4 配慮を必要とする子どもや子育て家庭への支援

目的

配慮が必要な子ども・若者や子育て家庭が、自立し、安定した生活を営むことができるまちを目指します。

主な課題

1. 発達に課題のある子どもや配慮を要する家庭等からの相談件数の増加とともに相談内容も多様化しており、それぞれ適切な対応が求められています。また、不登校やひきこもり、ニートなど子どもや若者が抱える問題が深刻化しています。
2. 核家族化の進展や子育ての孤立化などの中、養育困難な家庭やひとり親家庭、特定妊婦[※]等への支援が求められます。また、児童虐待の予防、虐待を受けた子どもや虐待した保護者への適切な支援が必要です。

基本事業

1. 乳幼児期から青年期までの子どもへの途切れのない成長支援

- 円滑な就学先選択のため、発達相談と就学相談、また、幼保・小とも密接な連携を図り、サポートファイル[※]も活用しながら、途切れのない支援を行います。
- 子どもの発達相談等では、早期に適切な支援へつなぎ、保護者の心理的負担などの軽減に努めるとともに児童発達支援センターを設置します。
- 医療的ケア[※]の必要な児童への支援について検討します。
- 子ども・若者自立支援ネットワークを活用し、困難を抱える子ども・若者への支援の輪を広げ、自立を支援します。

2. 配慮を必要とする家庭への支援

- 子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）等の活動を通して、児童虐待の予防、早期発見及び対応に努めます。また、養育上の支援が必要な家庭等への支援を行います。
- こんにちは赤ちゃん事業等を通して保護者の養育状況を確認し、必要に応じて養育支援訪問事業につなげます。
- ひとり親家庭等の自立に向けた支援を行います。

市民・団体・事業者との協力

- 市民・団体・事業者は、配慮を必要とする子どもや家庭について理解します。
- 市民・団体・事業者は、「子どもの安全確認措置」の協力を努めます。
- 市民は、必要に応じて支援機関等に連絡し、地域での見守りや支援につなげます。

関連する個別計画

- 第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン
- 立川市第2次発達支援計画
- 立川市第3次特別支援教育実施計画
- 立川市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画



子ども未来センターの相談室の様子

指 標				
実施事業	成果指標	基準値 (前年度)	現状値 (前年度)	目標値 (前年度)
1	サポートファイルの利用件数	—	—	2,600件
2	養育支援訪問事業(専門的相談支援)の訪問実家庭数	75世帯	53世帯	80世帯

